

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 11 日

大阪税関長 花 尻 卓

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
ジャパン マリンユナイテッド株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号	ジャパン マリンユナイテッド株式会社 舞鶴事業所 京都府舞鶴市字余部下1180番地	自 令和 8年 10月 1日 至 令和 14年 9月 30日